

「里山・平地林整備事業」事業予定地の募集

三芳町では、落ち葉掃き等が行われている、里山や平地林を再生し、景観や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため、「里山・平地林整備事業」を実施します。

この事業は、下草刈りや立ち枯れした樹木の伐採などの森林整備を実施するものです。土地所有者の費用負担は有りませんが、事業完了後は所有者ご自身で下草刈り等の維持管理を行っていただきます。所有されている山林の整備等を考えられている所有者の方は、ぜひこの事業をご活用ください。

事業内容

- ・募集により選定した平地林を町発注の委託業務により実施します。
- ・事業費は、2,000,000円の範囲内となります。

維持管理

この事業により整備した里山や平地林は断続的に維持管理（下草刈り等）を実施してください。

埼玉県補助金を充当しておりますので、完了後5年間は維持管理状況等の報告で対象林に立入することがありますのでご了承ください。

また、整備した平地林は、事業完了後5年を経過する前に、他の用途へ転用処分をしてはいけません。

対象者

地域森林計画（森林法第5条）に該当する山林で、原則三芳町在住かつ町内に平地林を所有する方

実施要件

- ・対象地の面積が0.3ha以上（隣接山林の合計でも可）であること
- ・事業完了後、対象山林の維持管理を行うこと
- ・事業完了後、5年間は山林以外に転用しないこと

選定方法

申請後、樹種や林床状況等の現地確認を行い、事業用地を選定させていただきます。

里山・平地林整備事業にご興味がある所有者の方は、下記連絡先までご相談下さい。

問合せ先

三芳町役場 環境課 自然環境担当

電話 049-258-0019 内線 204